# ２．理事の職務権限規程

第１章　総 則

（目 的）

第 １条 この規程は、麻生商店街振興組合（以下「組合」という。）の定款第27条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、商店街振興組合としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（法令等の順守）

第２条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規約、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第２章　 理事の職務権限

（理 事）

第３条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

（代表理事）

第４条 理事のうち、１名を理事長とし、２名を副理事長、1名を専務理事とする。

（理事長）

第５条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

1. 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
2. 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

（副理事長）

第６条 副理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

２ 副理事長は、前項に掲げる職務権限に加え、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の職務を執行する。

（専務理事）

第７条　専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、理事長及び副理事長を補佐し、本組合の常務を執行する。

２ 専務理事は、前項第１号に掲げる職務権限に加え、副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、副理事長の職務を執行する。

第３章　補 則

（細　則）

第７条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

（改　廃）

第８条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和　年　月　日から施行する。

(別表)理事の職務権限

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 職務権限 | | |
| 理事長 | 副理事長 | 専務理事 |
| 役割 | ◎代表理事として当組合を代表し、その業務を執行  ◎理事会を招集し、議長として主催 | ◎代表理事として理事長を必要に応じ代行、当組合の業務を分担執行  ◎理事長の事故時等の職務執行 | ◎代表理事として理事長、副理事長を必要に応じ代行、当組合の業務を分担執行  ◎理事長、副理事長の事故時の職務執行 |
| 事業全体統括・指揮 | 組合全体の統括・指揮・全体方針・事業計画・予算、事業報告・決算各案の確認・決定(理事会前) | 事務局業務執行の検証・監督、評議員会・理事会対応、全体方針、事業計画・予算、事業報告・決算各案の策定 | 事務局業務執行の検証・監督、評議員会・理事会対応、全体方針、事業計画・予算、事業報告・決算各案の策定 |
| 渉外一般 | 当組合の代表として行う | 分担執行の代表として及び日常業務での折衝 | 分担執行の代表として及び日常業務での折衝 |
| 内部統制 | 重要事項を承認・監督し、統括する | 分担執行の範囲内において  ◎左記以外の承認・監督  ◎各部長を通じ、事務局業務の監督・統括 | 理事長・副理事長の補佐は専務理事 |
| 対外的会合 | 当組合の代表として必要な場合 | 左記以外で代表として必要な場合 | 左記以外で代理として必要な場合は事務局長 |
| 事業全体統括・指揮 | | | |
| 中長期戦略策定 | 基本方針の確定、理事会承認取り付け | 基本方針策定 | 基本方針案策定は事務局長 |
| 年度事業計画・予算策定・予算執行 | 年度予算策定並びに執行責任者 | 年度予算策定執行 | 年度予算策定執行 |
| 年度事業報告・計算書類 | 事業報告・決算書類の確定 | 事業報告・決算書類策定 | 事業報告・決算書類案策定 |
| 評議員会・理事会 | 主催及び報告 | 主催及び報告 | 主催及び報告 |
| 個別渉外 | | | |
| 対外的提言活動 | 統括主管 | 統括補佐 | 統括補佐 |
| 対官公庁対応 | 法人の代表として必要時 | 必要時 | 必要時 |
| 対会員対応 | 法人の代表として必要時 | 必要時 | 必要時 |
| 対メディア | 法人の代表として必要時 | 渉外主管 | 渉外主管 |
| 弁護士・税理士等 | 法人の代表として必要時 | 渉外主管 | 渉外主管 |
| 金融機関 | 法人の代表として必要時 | 必要時 | 必要時 |
| 他団体ネットワーク関連 | 法人の代表として必要時 | 必要時 | 必要時 |
| 内部統制・マネジメント | | | |
| 経営会議 | 統括主管 | 統括補佐 | 統括補佐 |
| 専門委員会 | 必要に応じ統括主管 | 統括主管 | 統括主管 |
| 訴訟の当事者となる事象 | 統括主管 | 統括補佐 | 統括補佐 |
| 日常業務事項 | | | |
| 稟議書決裁 | 統括主管 | 統括主管 | 統括補佐 |
| 経費支出決裁 | 必要に応じ統括主管 | 統括主管 | 統括補佐 |
| 外部との書面契約に伴う支出 | 統括主管 | 統括主管 | 統括補佐 |
| 押印簿承認 | 必要に応じ統括主管 | 必要に応じ統括主管 | 統括補佐 |
| 重要な職員採用・任命 | 統括主管 | 統括補佐 | 統括補佐 |
| 職員関連教育及び研修 | 必要に応じ統括主管 | 必要に応じ統括主管 | 統括補佐 |
| 役員含む厚生福祉に関する事項 | 統括主管 | 必要に応じ統括主管 | 統括補佐 |
| 金融機関口座設定および廃止 | 統括主管 | 必要に応じ統括主管 | 統括補佐 |
| 対外的公的文書発信 | | | |
| 特に重要なもの | 統括主管 | 統括主管 | 統括補佐 |
| その他 |  | 必要に応じ統括主管 | 統括補佐 |
|  |  |  |  |